

質問書に対する回答

工事名：東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
1	【説明書P4 3-1競争参加資格(5)] 「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その4・その5・その6)」のいずれかの受注者は当該同種工事の確認を要しないとありますが、様式2(技術資料)への記載が不要との解釈でよろしいのでしょうか。もしくは、証明資料等の提出が必要な場合は、その提出資料や様式2への記載方法等についてご教示願います。	「東京外環トンネル地中拡幅部における技術開発業務(その4・その5・その6)」のいずれかの受注者においては、様式2(技術資料)の該当する項目への記載は不要です。また、証明資料等の提出も不要です。
2	【説明書P4 3-1競争参加資格(6)①(c)] 平成13年度以降の技術士試験合格者は7年以上の実務経験を有し、業務に該当する部門に4年以上従事している者とありますが、実務経験には工事も含むと考えてよろしいのでしょうか。また、業務に該当する部門とは施工部門(様式2には建設部門との記載あり)も含むと考えてよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
3	【説明書P4 3-1競争参加資格(6)①(c)] 平成13年度以降の技術士試験合格者は7年以上の実務経験を有し、業務に該当する部門に4年以上従事している者とありますが、これらの経験は様式2への記載のみで、証明資料等の提出は不要との解釈でよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
4	【設計説明図-6 (5/9)] 地中拡幅部内部構築空間条件において参考で示されている管理スペースや避難通路等は道路線形を基本として作図されていますが、内部掘削空間内であれば位置を変更してもよろしいのでしょうか。	設計説明図-6(5/9)に記載のとおり、地中拡幅の対象区間や平面形状は参考表記であり、躯体の形状を定めたものではありません。地中拡幅指定空間条件(補足)を満足するようご提案ください。
5	【設計説明図-6 (5/9)] 地中拡幅部内部構築空間条件において、待機スペースと避難通路は、地中拡幅対象範囲の起点側で横断するように設置しなければならないのでしょうか。地中拡幅する棟壁を超えた時点での横断は可能と考えてよろしいのでしょうか。	設計説明図-6(5/9)に記載のとおり、地中拡幅の対象区間や平面形状は参考表記であり、躯体の形状を定めたものではありません。地中拡幅指定空間条件(補足)を満足するようご提案ください。
6	【技術提案書 様式3-2-2】 地中拡幅技術提案適用性確認一覧表について、以下をご教示ください。 ・行の高さを拡げてもよろしいのでしょうか。 ・上記に伴い出力時の枚数が増えますが、制限はあるのでしょうか。 ・表中の『検証内容又は検証方法』の箇所に図表等を添付してもよろしいでしょうか。	行の高さを拡げても構いません。また、記載枚数の制限はなく、図表・写真の掲載も可能ですが、「検証内容又は検証方法」に簡潔に記載願います。

質問書に対する回答

工事名： 東京外かく環状道路 中央ジャンクション南地中拡幅(南行)工事

No.	質問事項	回答
7	<p>【設計説明図-11 (1/10)】 ランプセグメント割付一般図においてB-STA.15+74.185～16+67.770のRCセグメント(D)及び鋼製セグメントのリング数と距離程が合いません。セグメント幅は1.6mではないのでしょうか。ご確認願います。</p>	<p>設計説明図-11「ランプセグメント割付一般図(参考図)」に示す本設鋼製セグメントは、B-STA.16+54.185を起点とし、セグメント幅1.6m、リング数9リングを想定しています。なお、本設鋼製セグメントとシールド機(残置)の接続部は一部重複しています。</p>
8	<p>【技術提案書 様式3-2-1】 地中拡幅工法等に関する概要書の「記載上の注意事項」に『関連するランプシールドトンネル工事の延伸を必要とする提案を行う場合は、施工線形等を含む影響範囲を平面図において枠囲み斜線表示及び影響する範囲を明示すること』とありますが、これは、施工線形(平面、縦断)および変更するセグメント数を記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>